＜機関紙「東海」政策シリーズ②＞ 職場の仲間と読み合わせ意見交換をしましょう。

東海
No. 3048
2013.8.9
国土交通労働組合
東海建設支部
教育宣伝部

国土交通労組東海建設支部へ結集しよう

戦後の日本を否定、民主主義を後退させる自民党「草案」
危険な「改憲」問題について考えよう！
すべての公務員には憲法尊重擁護義務があります

八月二日、臨時国会が開会しました。七月に行われた参院選の結果、「改憲」を主張する会派（無所属含む）が衆参両院で三分の二を上回る状況となり、「改憲」の現実味が増しています。私たちすべての公務員は、国民全体の奉仕者［一五条］として、憲法を尊重・擁護する義務［九九条］があります。

本号では、自民党が昨年四月に公表した「草案」の内容から、「改憲」の狙いや危険性を明らかにします。

国民的な議論なしでの「改憲」が狙われている

参院選前、自民党・安倍党首が首相の立場もわきまえず主張していたのが、改正要件を定めた［九六条］の先行改定です。現行の「両院の総議員の三分の二」が厳しすぎると「過半数」に弛め、憲法を他の法律と同列扱いに落としめるものです。

これには、「改憲」派を自認する国会議員や学識者からも「内容議論が不十分なままでの手続先行改正は、裏口入学のようなもの」などと批判が噴出し、安倍党首も選挙戦の党利・党略で声を潜めました。しかし参院選の結果を受け、形振り構わぬ「改憲」への意を強くしていると見ねばなりません。

薦書
「自民党改憲案を読み解く」
長谷川一裕著（かもがわ出版）
国民に対する統制を強め、財界・多国籍企業本位の新自由主義経済へと疾走する、「改憲」の本質・狙いが解りやすい一冊

憲法の主役が転換 国民から「国家」へ

それでは、自民党「改憲草案」を見てみましょう。

「草案」では、憲法の根本原理（諸規定の解釈の根源）を示す前文を全面的に書き換えています。「冗談か」と見まがうほどに格調を欠くものですが、問題はそればかりではありません。

まず看過できないのは、現行の前文冒頭にある「不戦の誓い」と「国民主権」が削除されている点です。少なくとも、「国民主権」を明記しない憲法など、民主主義国家としては類を見ないものです。

また、後段の「国家主権」と「対等な国家関係」も削除されています。国際社会での立場を曖昧にするもので、諸外国からの不信を招きかねません。

他方、新たに記されたのが、「国と郷土を守る国民の義務」です。「国民一人ひとりの自由と権利を保障する国の責務と権力制限」を規範とする現行憲法。「草案」では、憲法の主役を国民から国家へと挿げ替え、「国家が国民に命令する」規範へと一八〇度転換しています。

基本的人権を限定 国家が与える範囲に

現行憲法では基本的人権について、一一条から一三条で総則的に規定し、人間として生来かつ永久に享受する権利として、国家といえども侵すことができないとしています。そして一四条から四〇条で、様々な基本的人権を保障しています。

米国の法学者らが一八八の国の憲法を分析した研究によれば、日本国憲法は改定されてない最高齢の憲法でありながら、世界の主流となっている人権関係二二種類の規定のうち一九を含んでおり、今なお世界で最も先進的な憲法だと高く評価されています。（二〇一二年五月三日の朝日新聞朝刊記事より）

しかし「草案」では、自由と権利の濫用を禁じ責任と義務を強調するとともに、公益と公の秩序のもとでの制限を加えるとしています。現行憲法の理念を廃し、個別法によって国民の権利の制限をいかようにも可能としています。世界の主流に逆行する愚行、民主主義から全体主義へと反転させる暴挙です。

現行憲法一三条の「個人」としての尊重は、「草案」では「人」に書き換えられています。生きる個人としてではなく、動物ではない一般人の取扱程度に貶めるものです。

世界の憲法に規定されている権利のランキング
米国の法学者らが188国の憲法を分析（2012/5/3朝日新聞記事より）

順位	権利の種類	日本	米国	1946	1976	2006
1	信教の自由	○	○	81%	88%	97%
2	報道・表現の自由	○	○	87	86	97
3	平等の保障	○	○	71	88	97
4	私有財産権	○	○	81	83	97
5	プライバシー権	○	○	83	81	95
6	不当逮捕・拘束の禁止	○	○	76	79	94
7	集会の権利	○	○	73	75	94
8	団結権	○	×	72	77	93
9	女性の権利	○	×	35	70	91
10	移動の自由	○	×	60	68	88
11	裁判を受ける権利	○	○	68	62	86
12	拷問の禁止	○	○	37	45	84
13	投票権	○	○	68	69	84
14	労働権	○	×	55	67	82
15	教育の権利	○	×	66	65	82
16	違憲立法審査権	○	×	26	51	82
17	遡及処罰の禁止	○	○	41	80	80
18	身体的権利	○	×	44	57	79
19	生活権	○	○	33	41	78
20	推定無罪	×	×	8	37	74
⋮						
60	武装する権利	×	○	10	4	2

現行憲法で人権を制約するのは「公共の福祉」です。その意味は、各個人の基本的人権の社会の中での衝突の調整、社会的な立場の弱い人の生活権保障を優先するなどの制約です。それが「草案」では全く別の「公益と公の秩序」、すなわち「国家の安全と社会秩序」という、時の権力者の解釈次第で定義が変わりかねない、極めて曖昧かつ不安定な概念での制約に置き換えられています。戦時の夜警国家にも通じる危険があります。

言論など表現の自由を「国家秩序」で制限

「草案」では、集会や結社、言論、出版、報道などすべての表現の自由を定めた二一条について、第二項を設け「国家の利益や秩序を害する行動や結社を認めない」と制限を加えています。時の政権批判等を封じ込める狙いが明白に現れています。

政府・自民党は、個別立法による解釈改憲で既成事実を積み上げ、「改憲」への外濠を埋めようともしています。

表現の自由に関わっては、菅官房長官が六月の記者会見で「特別秘密保全法案」の臨時国会提出に言及しました。その法案自体が秘密に包まれていますが、有識者会議が二〇一一年八月に政府へ提出した報告書によれば、「特別秘密」として「国の安全」や「外交」とともに、対象や範囲が曖昧な「公共の安全及び秩序の維持」を位置づけるとしています。

これでは、衛生や食糧・エネルギー、交通や公共施設、災害や事故など、国民生活に直結するさまざまな情報が隠ぺい秘匿されかねません。また、「特別秘密」の具体が秘密にされたまま、当該情報の提供や取得に対し故意・過失を問わず厳罰が課せられます。取材や報道等の自由が侵されるばかりか、えん罪等の弾圧に悪用されかねません。

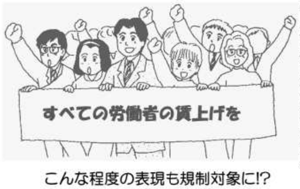
すべての労働者の賃上げを
こんな程度の表現も規制対象に!?

公務員の団結権を剥奪 要求・良心の結集困難に

「草案」では、勤労者の団結権を定めた二八条についても第二項を設け、公務員の権利の全部又は一部を法律で制限できるとしています。要求や良心の結集を阻み、「もの言わぬ公務員づくり」をすすめるものです。

政府は六月、設置期限を迎えた国家公務員制度改革推進本部の廃止に際し、幹部人事の一元化と政治支配（内閣人事局の設置）を柱とする国家公務員制度改革の基本方針を決定し、臨時国会へ関係法案を提出するとしました。

これは、国家公務員を時の政権の奉仕者へと変質させ、身分保障［国公法七五条］の前提である公務の公正を歪ませるものです。裏返せば、身分保障は形骸化され、情実人事と懲戒処分の横行が懸念されます。

道州制で弱者を切り捨て 新自由主義経済を徹底

「草案」では、地方自治制度を定めた九二条～九四条について、国と地方の役割分担を法律で定め、地方自治の経費は各自治体が賄うことなど、道州制導入を前提とした、ほぼ全面的な書き換えをしています。

道州制導入に関わって、自公両党の「道州制法案」は、地方団体の反対姿勢等への配慮から先の通常国会への提出が見送られたものの、みんな・維新共同の「道州制基本法案」は、六月に衆院へ提出されています。

道州制は、事務・権限や財源の移譲が主の「地方分権」とは異次元のものです。国の役割を外交、防衛、経済、通貨・金融、食糧・エネルギー等に限定し、国民の基本的人権の擁護は地方に押し付けられます。社会保障等の国民への義務が「小さな政府」と統治機構集約での経済支配強化により、新自由主義国家への改造を狙うものです。

例えば、米軍基地や原発の問題に対し地方は意見を言えなくなりますし、インフラの整備や維持管理は地方の責任となり、財政力で地域間格差が拡大します。都府県の廃止も含め、国・地方で多くの職員がリストラされてしまいます。

「国防軍」の創設 国の内外問わず銃口を

「草案」では、第二章のタイトルを「戦争の放棄」から「安全保障」に書き換え、九条に関しては、戦力の不保持を規定した第二項を削除、「国防軍」の創設と「制約なき集団的自衛権」を新たに規定しています。

「国防軍」の任務は、①国連安保理決議に基づく軍事活動やPKO活動はもとより、米国を中心とした特定国の共同軍事活動への参加・武力行使、②国内での反政府暴動等への治安出動、とされています。警察ではありませんから、国民に対し躊躇なく銃口が向けられます。

集団的自衛権に関わっては、自民党が昨年七月に「国家安全保障基本法案」を公表しています。歴代内閣がまがりなりにも堅持してきた「専守防衛」の九条解釈に風穴を開け、米軍が攻撃を受けた場合等に自衛隊の武力行使を認めるものです。国連憲章で定められた集団的自衛権ではありますが、日本の再軍備化への国際的な警戒感への配慮と慎重な国民的議論が必要ではないでしょうか。

コラム「憲法あれこれ」

「米国占領下での押し付け憲法」と言われますが？

▼政府は終戦直後から憲法改正の検討を始めていましたが、1946年2月1日に毎日新聞が草案をスクープ。戦前体制を温存する内容だったことから、連合軍総司令部が突貫作業で起草。2月13日に政府へ手交しました。▼政府はこれを基に3月6日、草案を公表しました。その際、司令部草案の一院制（貴族院廃止）を二院制に改めています。その後、明治憲法下での憲法改正手続を踏み、帝国議会での議決を経て公布されました。審議の中で、国民主権の明確化［前文］、生存権の追加［25条］等が行われています。11月3日の皇居二重橋前での祝賀大会には 10 万人もが詰めかけ喜び合ったそうです。▼施行後2年間の再検討期間到来を前に、吉田首相（当時）は1949年4月20日の衆院予算委で「改正の意思は全くない」と述べています。「押し付け」では片づけられません。

「日本の憲法は古い。諸外国では頻繁に改正されている」と言われていますが？

▼戦後、アメリカ6回、カナダ18回、フランス27回、ドイツ57回といった具合に憲法を改正しています。しかしほとんどは連邦政府と州政府、EUと各国政府との間の統治機構に関するものです。▼先進国で、自民党「草案」のように、人権のあり方をはじめ、憲法の基本原理を根本から変える改正は皆無です。また、日本国憲法の先進性は前面のとおりです。